

(商標登録番号・第4234817号)

ごまめの歯ぎしり

— 第51号 —
河野太郎事務所

ツイッター @konotarogomame
電子メール tarokono1963@gmail.com
ホームページ http://www.taro.org/
自民党神奈川県第15選挙区支部

平塚事務所
〒254-0811 平塚市八重畠町7-26
TEL 0463-20-2001 FAX 0463-21-7711

茅ヶ崎事務所
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3-2F
TEL 0467-86-2001 FAX 0467-86-2002

議員会館
〒100-8982 千代田区永田町2-1-2
衆議院第二議員会館1103号室
TEL 03-3508-7006

テロ等準備罪を考える

- Q テロ等準備罪とは何ですか**
- A** 組織的犯罪集団が二人以上で犯罪を計画し、その計画に基づいて物品の手配や下見などの準備行為をしたときに、テロ等準備罪になります。
- Q 具体的にはどんなことですか**
- A** 詐欺集団がオレオレ詐欺を計画して名簿を手に入れたり、テロ集団が自動車で群衆に突っ込むテロを計画し、レンタカーを借りた場合です。
- Q かつての「共謀罪」とはどう違**

- A** 共謀罪では適用対象を限定しませんでしたが、テロ等準備罪では対象を「組織的な犯罪集団」に限りました。さらに共謀罪では犯罪を共謀した時点で罪になるとされていましたが、テロ等準備罪では

- 犯罪を共謀するだけでなく、実行するための準備行為を行った場合に罪に問われるという二つの大きな違いがあります。
- Q なぜこの法律が必要なのですか**
- A** この法律は各国が、国際組織犯罪防止条約(以下T.O.C条約)に入

るための必要条件になっています。
他国に犯罪捜査に協力をもらうときや容疑者の

迅速な捜査協力や引き渡しができなかつたり、日本で罪を犯した容疑者が海外に逃げたときに迅速な協力が得られません。

Q なぜこの法律が条約に加盟するための必要条件なのです

A 捜査協力や容疑者の引き渡しをするためには、それが日本でも相手国でも犯罪であることが必要です。例えば姦通罪がある国から姦通罪の容疑者の引き渡しを求められても、姦通罪がない日本からは引き渡しはできません。組織犯罪を共謀した者が他国に逃げた場合に、捜査協力や引き渡しができるように、組織犯罪を合意することあるいは犯罪組織に加入することとが求められています。

Q この法律でテロがなくなるのですか

A この法律でテロは根絶できません

河野太郎の国会報告

Q この法律ができれば、警察があなたの電話やメールを傍受し始め、	A 戦前の治安維持法は、裁判所の令状なしに捜査機関が強制捜査や、	A 部門メディアの報道がありますが通信傍受法を制定したときも一部のメディアは同じ論調で批判しました。同じメディアは特定秘密保護法のときも原発に反対した一般人が逮捕されるようになると報道しました。マイナンバー法のときも個人のプライバシーが犯されると反対したメディアがあります。こうした報道に共通しているのは、「いずれそうなるに決まっている」という決めつけです。	Q テロ等準備罪は内心を処罰することになりますか
A なりません。この法律の対象はテロ組織、暴力団、詐欺グループなど犯罪組織の構成員らに限られています。	Q この法律により、一般国民の電話やメールが警察によって監視されることになりますか	Q この法律により、テロ等準備罪が成立すれば、警察が国民を監視し始めるという主張は、イデオロギーや立場に基づくものであって、根拠がありません。	Q 犯罪を計画した者が、公園を散歩しているときは、犯罪の下見なのか花見なのかわからないのでは
A なりません。日本の通信傍受法は、「すでに行われた犯罪」の捜査のための通信傍受だけを認めています。その場合でも裁判所の令状が必要になります。テロ等準備罪ができたからといって「すでに行われた犯罪」と無関係の通信傍受をすることはできません。	Q 現代の治安維持法だという批判がありますが	Q 通信傍受もなしに犯罪が計画されていることを知るのは難しいし、準備行為なのかどうかも立証しきりのではありません。	Q 日本にもテロの危機が迫っていますか
Q この法律ができれば、警察があなたの電話やメールを傍受し始め、	A 戦前の治安維持法は、裁判所の令状なしに捜査機関が強制捜査や、	A オウム真理教はいまだに活動を続けています。また、武器の付属品の密輸で逮捕された外国人の居室からＩＳへの陶酔を示すようなものが発見されたこともあります。	Q テロ等準備罪を適用するための立証は実際には難しいと思います。

オプジー ボを考える

「免疫チェックポイント阻害薬」という画期的ながんの薬があります。

簡単に言うと、がん細胞は、人間

の免疫反応から逃れる仕組みを備えていますが、この薬はがん細胞が免

疫反応から逃れている仕組みを妨げて、人間の免疫ががん細胞に効くよ

うにする薬です。これまでの抗がん

剤と比べてもよく効いて、その効果

が長持ちすると言られています。

オプジー ボと名付けられたこの薬

は、これまでの抗がん剤のように全員にそれなりに効くのではなく、効

く人にはよく効きますが、効かない人には効きません。

人は、特定の遺伝子を持った人に効くので、イレッサが効く患者を事前に選んで投与することができます。しかし、オプジー ボが効くかどうかは、今のところは投与してみなければわかりません。

問題は、オプジー ボの薬価が非常に高いことです。イレッサというこれまでの抗がん剤は、二五〇mgで六、

七一三円。これを一日一回使用します。一年間の薬代は二四五万円。オ

プジー ボは二週間に一回、一八〇mg

を投与しますが、これが一三三万円。

一年間で約三五〇〇万円。

日本国内にオプジー ボが効く可能

性のあるがん患者の数は約五万人と

推計されています。もし、この五万

人にオプジー ボを一年間投与したら、

一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円！

(または一兆七五〇〇億円)

もつとも効かないとわかつた患者

にはその時点で投与をやめるでしょ

うから、現実には五〇〇〇億円程度

で済むと言られています。

平成二六年の日本の国民医療費は

四〇兆八〇七一億円、そのうち薬剤

費は七兆二八四六億円。そこにこの

オプジー ボが加われば、それだけで

一割近く薬剤費が増えてしまいます。

それでは日本の医療は財政的にもた

まらないということから、オプジー ボの

薬価を一気に五〇%引き下げました。

もうひとつ。オプジー ボの投与量

は、患者の体重一kgあたり三mgです。

体重五〇kgの患者には三mg×五〇kg＝

一五〇mgがつかわれることになります。

す。

ところがオプジー ボは一本二〇mg

入り、ということは、八本で一六〇

mgですから、八本使って一〇mg余る

ことになります。この残った一〇mg

だけでもオプジー ボの薬価は三六、

九六二円になります。

慶應義塾大学の岩本隆特任教授の

試算では、オプジー ボのこうした残

薬のコストだけで年間一〇〇億円近

くなり、そのほかの抗がん剤の残薬

のコストを合わせると七〇〇億円か

ら八〇〇億円にもなります。

オプジー ボはこれまでになかった

画期的な抗がん剤です。しかし、そ

の薬価は半額に引き下げられたといっ

ても年間数千億円になります。そし

て、このような画期的な抗がん剤を

はじめとする非常に高価な薬が今後、

続々と登場してきます。

今後出てくるすべての薬を際限な

く医療保険でカバーしていくば、医

療費は膨らみ続けます。医療費は、

窓口負担、保険料、そして税金のい

るでしょう。医療費の負担の引き上げをお願いするものがよいのでしょうか。その場合、窓口負担を引き上げるのか、保険料を引き上げるのか、増税して高額療養費の限度額を引き上げるのか。あるいは医療費を抑えるために、こうした高価な薬の使用を制限すべきでしょうか。例えば、国内に薬が効くかもしれない五万人の患者がいるとして、一万人分の薬価だけを予算の中に組み込むことにします。そうすれば医療費はコントロールできます。しかし、問題は、その一万人のコストを合わせると七〇〇億円から八〇〇億円にもなります。

オプジー ボはこれまでになかった

画期的な抗がん剤です。しかし、そ

の薬価は半額に引き下げられたといっ

ても年間数千億円になります。そし

て、このような画期的な抗がん剤を

はじめとする非常に高価な薬が今後、

続々と登場してきます。

や、答えは一つではないと言ったほ

うがよいかもしれません。しかし、

高額な薬が続々と開発されている今、

避けては通れない議論です。

国会やメディア、そしてお茶の間

でも、もう少し、こうした問題に注

目して、しつかりと議論できるよう

にしていきたいと思っています。

日銀の金融緩和のリスク

日本銀行が行つてきた金融緩和で、まず円高が是正され、デフレではない状況にまでたどりつきました。しかし、この金融緩和は、副作用がないわけではありません。

日銀は年間八〇兆円近い国債を買入れると宣言しているので、国債価格が高くなつても、それだけの国債を買わなければなりません。

そのため、金融機関は額面一〇〇円の国債を一〇二円で買い、一〇五円で日銀に売却したりしていません。

そのため、結局五円、損することになります。これが日銀の收支を悪化させています。

また、日銀に国債を売却した金融機関は、その代金を日銀の当座預金に預け入れています。日銀は、この預金に対し、今、〇・一%の金利を付けています。

もし、日銀の金融緩和が、その目的である物価上昇につながつていけば、世の中の金利もそれに応じて上

がつていきます。その結果、世の中の金利が〇・一%を超えるようになつた時に、日銀が依然として日銀当座預金の金利を〇・一%のままに据え

置いていたら、金融機関はそれを引き出し始めるでしょう。もしこの何百兆円ものお金が市中に流れ込めば、

日銀にもコントロールできないインフレや円安になる可能性があります。

そのため、世の中の金利が上がり始めたら、それにあわせて日銀は、日銀当座預金の金利を引き上げなければなりません。

しかし、日銀が持つている国債の金利は非常に低く、しかも固定金利です。

日銀に入つてくる金利は低利固定なのに、日銀が支払っていく金利は変動で、しかも上がつていきます。そのため、どこかで日銀のこの收支も赤字になります。

こうした赤字が大きくなれば、どこかで日銀が債務超過になる可能性があります。

日銀が債務超過になつたからといって、すぐに問題が起きるわけではありませんが、望ましい状況ではありません。

ませんし、その時もし、世界経済が何かの理由で混乱したら、日銀が必要な対策を取れないということになると可能性もあります。

こうしたリスクを、金融機関をはじめ多くの市場参加者が認識しています。

それなのに、日銀は、こうしたりスクに對して日銀はどう備えるのか、説明をしてきました。

そこで河野太郎率いる自民党の行政改革推進本部は、日銀がこうしたリスクの大きさをどう考へていてのか、それにどう備えようとしているのか、きちんと説明をするべきだと問題提起を始めました。

アメリカのF R Bは、かなり早い段階から、F R Bが直面するのに似たようなリスクに關して、レポートを出して、市場の関係者と意見交換を始めました。

もちろんこれは、最も条件の良い時期のことですが、日本国内における再生可能エネルギーの可能性と重要性を示唆しています。今後、玄海原発が再稼働すると、電力供給が需要を大きく上回り、太陽光発電の出力を抑制することになりかねません。

将来に向か、いかに再生可能エネルギーを導入していくか、政府の基本姿勢が問われます。目指すべきは再生可能エネルギー一〇〇%です。

△再生可能エネルギー考